

通信放送

法体系見直し





通信

ブロードバンド

ケータイ

放送

地デジ/衛星

CATV



デジタル 伝送路

2011年



コミュニケーション

デジタル
伝送路

2011年



コンテンツ

マス
プロ
ビジネス

■エンタテインメント
■報道
(テレビ、映画、書籍...)

12兆円



パーソナル
アマ
ンビジネス

■電子商取引
■遠隔医療・教育
■電子政府・自治体

■パーソナル
(メール、BLOG)

コンテンツ

マス
プロ
ビジネス

■エンタテインメント
■報道
(テレビ、映画、書籍...)

12兆円



■電子商取引
■遠隔医療・教育
■電子政府・自治体

16兆円

パーソナル
アマ
ンビジネス

■パーソナル
(メール、BLOG)

コンテンツ

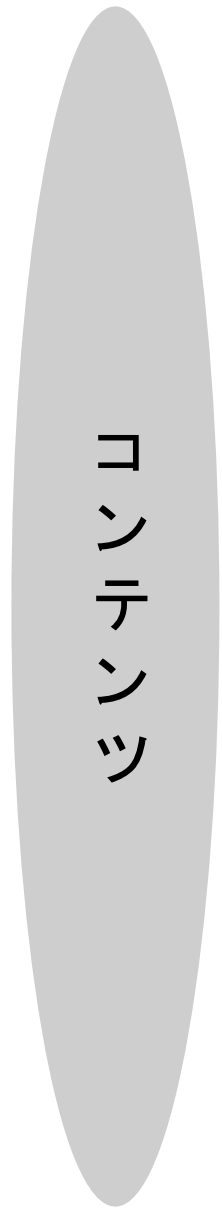
マス
プロ
ビジネス

12兆円

パーソナル
アマ
ンビジネス

16兆円

融合



コンテンツ

マス
プロ
ビジネス

12兆円



パーソナル
アマ
ンビジネス

16兆円



融合



連携

コンテンツ

マス
プロ
ビジネス

12兆円

パーソナル
アマ
ンビジネス

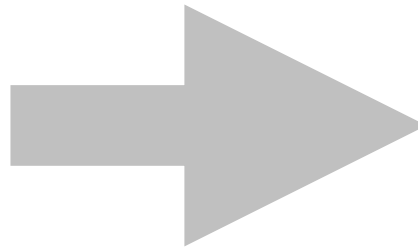
16兆円

融合

連携



パッケージ



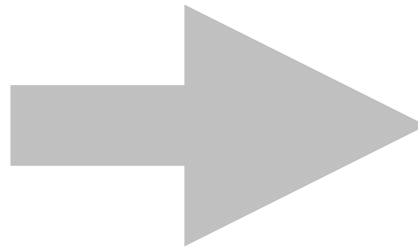
ネット

01 84%→06 66%

06 Single CD > Net

娯楽/バーチャル

広告費
6兆円



ビジネス/リアル

販促費
13兆円

視聴時間'04

テレビ 3"18

ネット "36

新聞 "23 本 "16 ラジオ"39

B2C 1.2% 2005

医療
教育
行 政

2005

amazon.com.
The Amazon logo features the word "amazon.com." in a black, lowercase, sans-serif font. A yellow curved arrow is positioned below the letters "a" and "z", pointing from the "a" to the "z".

BARNES & NOBLE.com
www.bn.com
The Barnes & Noble logo consists of the words "BARNES & NOBLE" in a bold, green, sans-serif font. The ampersand "&" is in a red, cursive script. To the right of "NOBLE" is a red circle containing the text ".com" in white. Below the main text is the website address "www.bn.com" in a smaller, black, sans-serif font.

Google™
The Google logo is displayed in its signature multi-colored font: "G" is blue, "o" is red, "o" is yellow, "g" is green, "l" is blue, and "e" is red. A small trademark symbol (™) is located at the top right of the letter "e".

USA
TODAY
The USA Today logo is set within a blue square. The word "USA" is in white, bold, sans-serif font, with a white globe icon to its left. Below "USA" is the word "TODAY" in a larger, white, bold, sans-serif font.

放送
コンテンツ

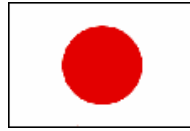
放送
コンテンツの
ネット流通

放送
ネットワーク

通信
コンテンツ

ウェブ
コンテンツ
の放送流通

通信
ネットワーク



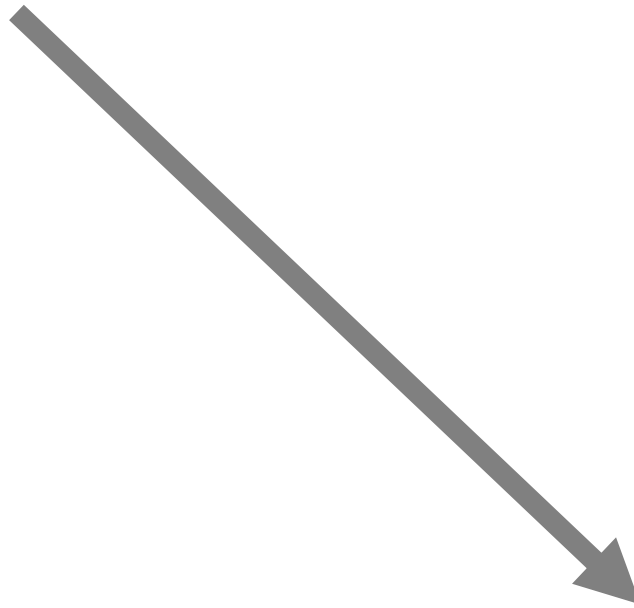
映像の

92%

57%

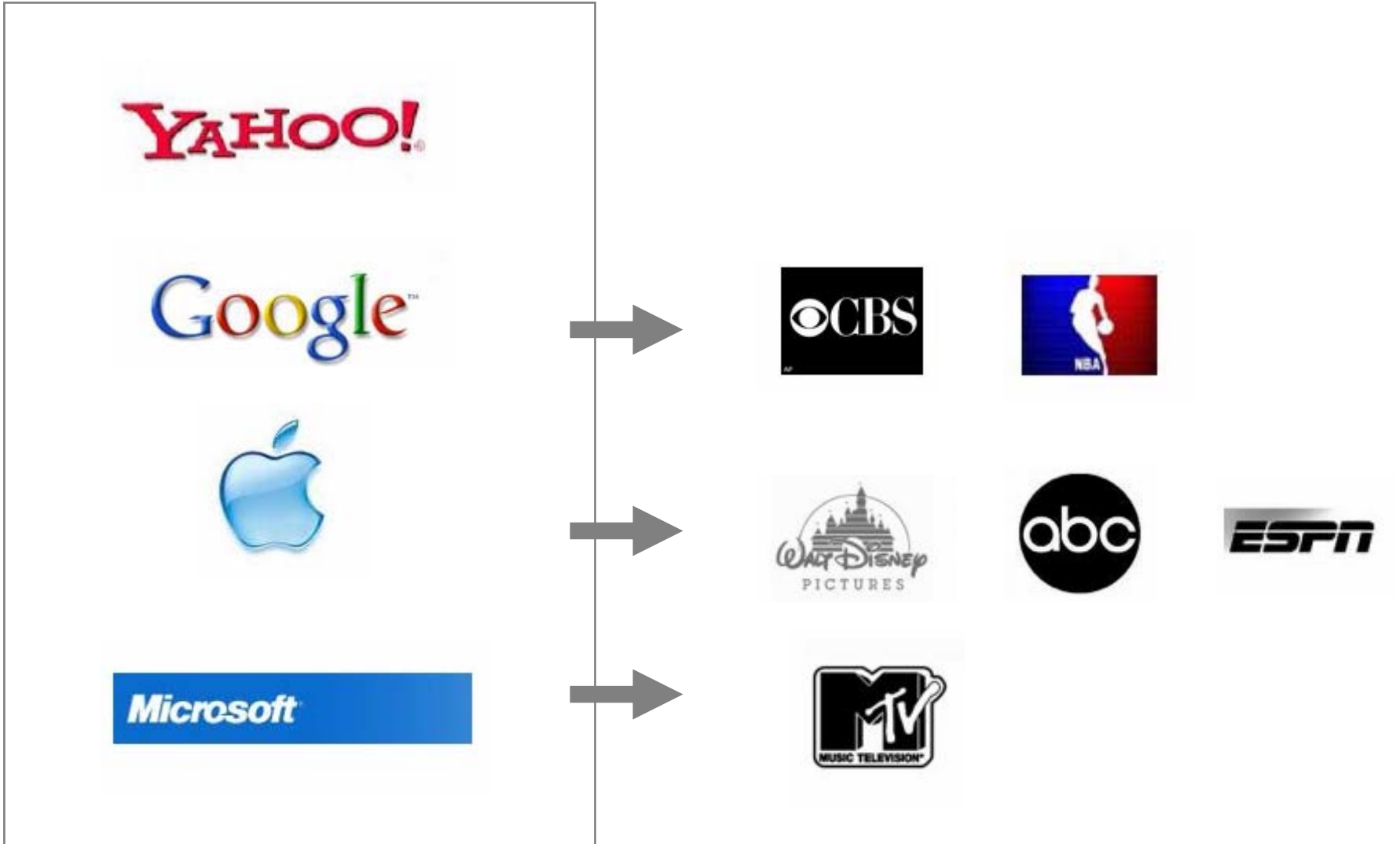
二次利用

8%



光
ファイバー

ケータイ
ネット



YAHOO!

Google™

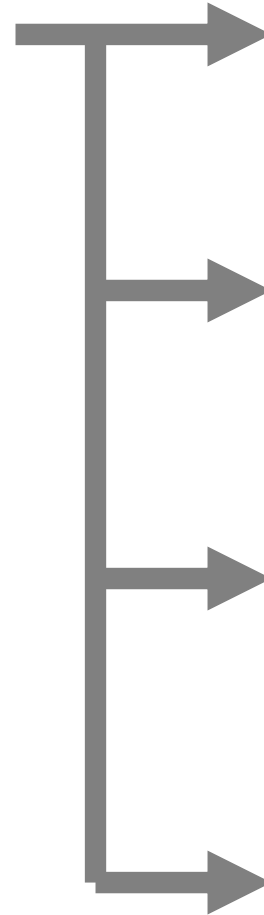


Microsoft





2006.08



2006.10



2006.06



2006.10



2006.10





You Tube
Broadcast Yourself



楽R天



日本
通信放送

FOX sky



DOW JONES

THE WALL STREET
JOURNAL

REUTERS



世界
全メディア

Microsoft



YAHOO!

通信・放送の在り方に関する懇談会

久保利英明	弁護士
菅谷 実	慶應義塾大学教授
林 敏彦	放送大学教授
古川 亨	慶応義塾大学教授
松原 聡	東洋大学教授
宮崎 哲弥	評論家
村井 純	慶応義塾大学教授
村上 輝康	野村総合研究所理事長

2006.1.20

第1回会合

2006.6.6

第14回会合 とりまとめ

規制

特殊法人

通信

秘密保護

ハードソフト分離

NTT

放送

番組規制
著作権法上の優遇

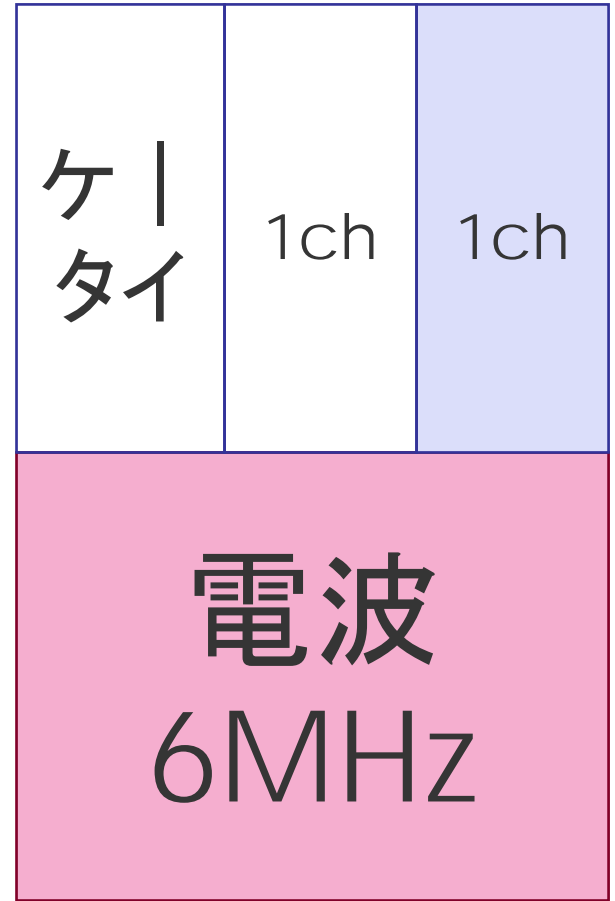
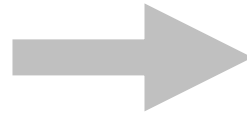
ハードソフト一致

NHK

1. IPマルチキャストの著作権問題解決
 2. NHKコンテンツの通信利用促進
 3. NHKのスリム化
 4. 帯域免許
 5. 国、NTT、NHKの研究開発組織の見直し
 6. NTT完全民営化の条件整備
- 番外. 通信放送二分法の抜本改正

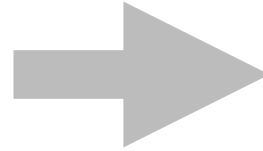
4. 帯域免許

- ② 既に割り当てられている周波数帯域の有効利用の促進
．．． **通信サービスや融合サービス等の新しいサービスを提供できるような免許**の導入や、**電気通信役務利用放送法の地上波放送への適用**を早急に実現すべきである。．．
- ④ 地上波アナログ放送用の周波数帯域の有効利用
．．． 希望する者は**電気通信役務利用放送法を用いて通信設備を活用した放送**も行えるようにする等により、新規参入を容易にすべきである。



一致でなければなら
ない規制

一致でもいいし
別法人でもいい



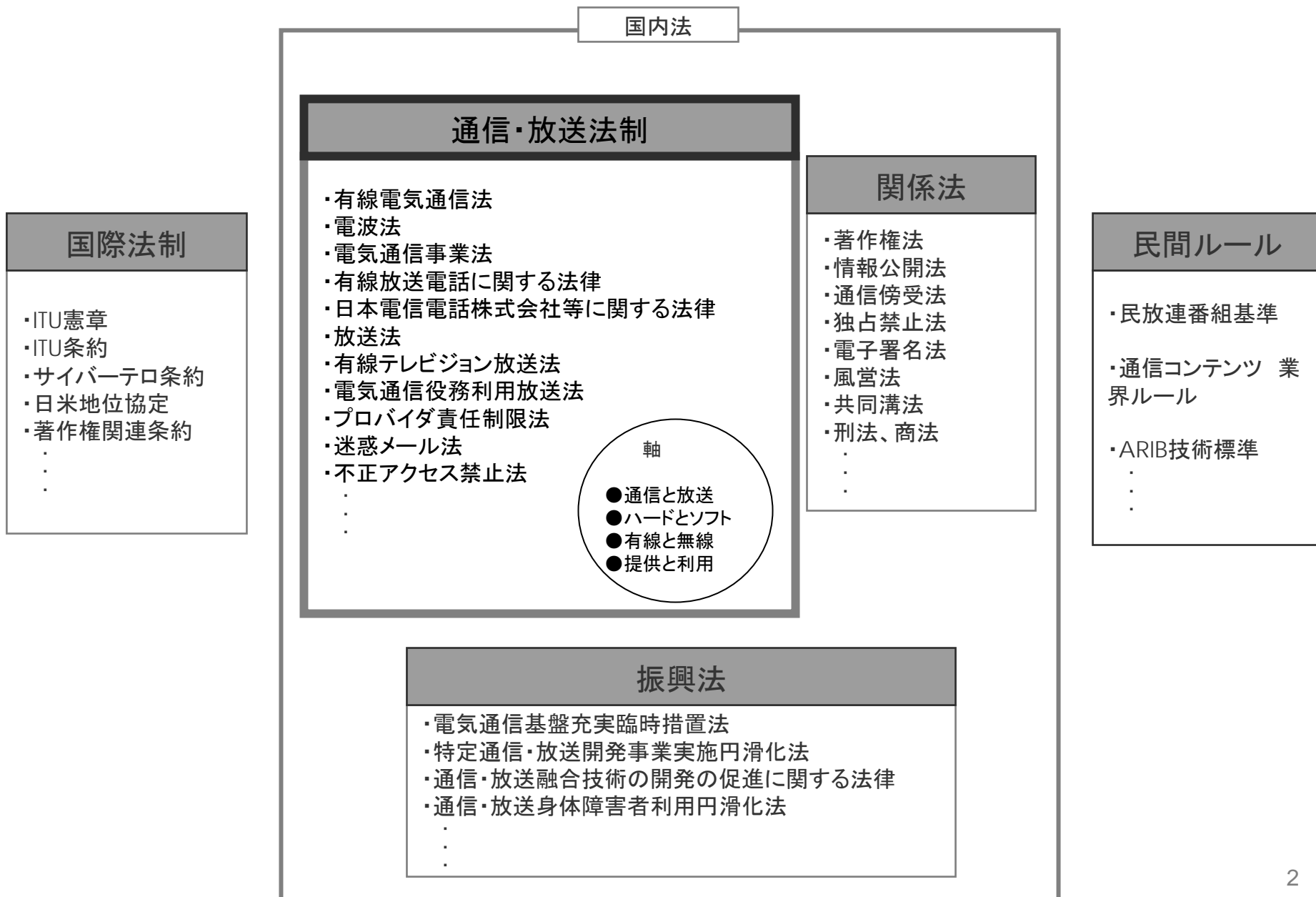
10年後の

法体系試案



2007.02

総合的な法体系の検討対象



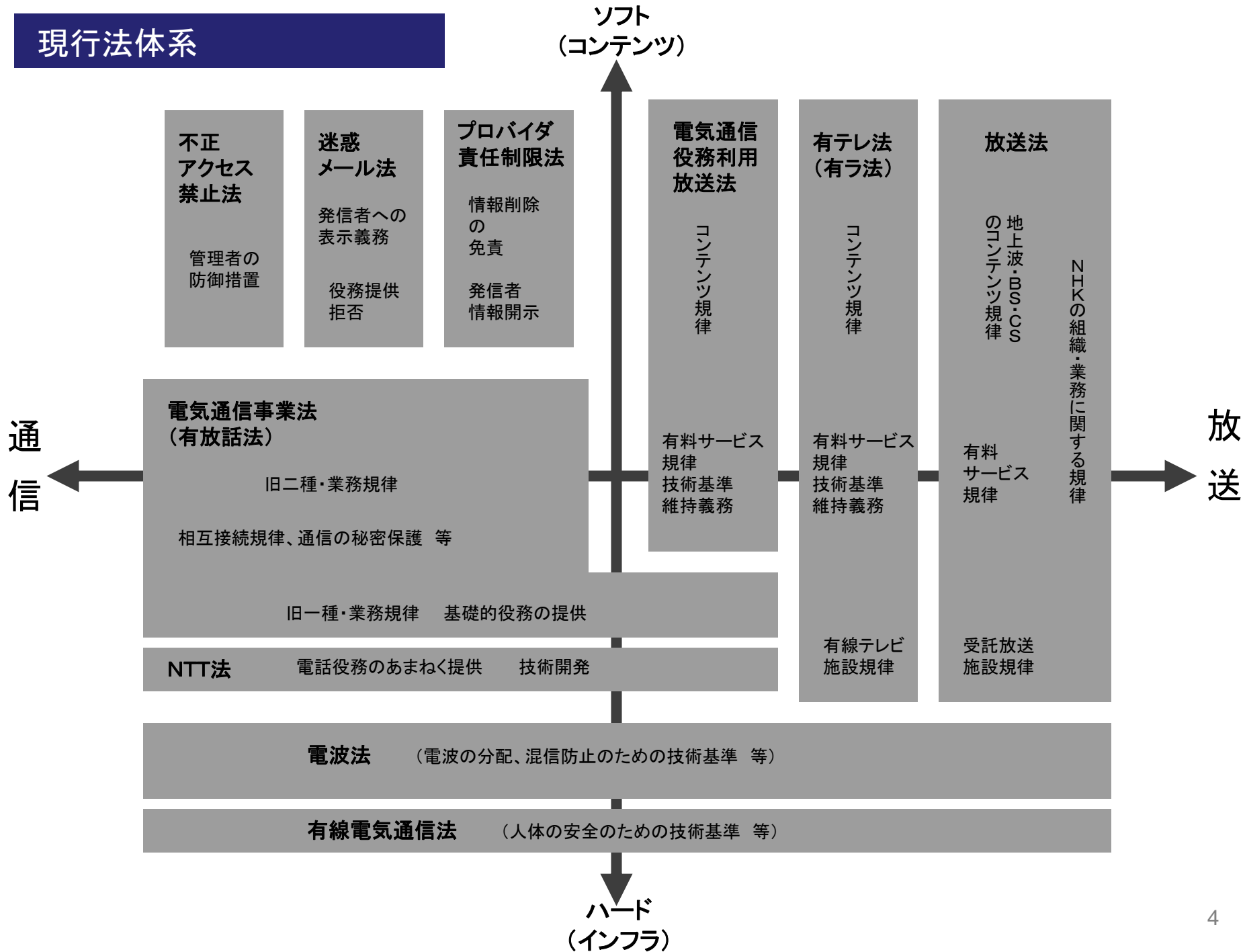
通信・放送法制と関係法

	保護法益	通信・放送法制	主な関係法
主に社会的規制	表現の自由の確保 (イノベーション促進)	・放送法制 ・通信法制	・情報公開法 (・放送大学学園法) ・著作権法
	情報の保護 機密性の保持 財産権の保護	・通信法制 なし	・個人情報保護法制 ・通信傍受法 (・郵便法・信書便法) ・著作権法 ・不正競争防止法 ・刑法(営業秘密侵害罪)
	サービスの普及 (円滑な提供・国民の利便)	・放送法 ・電気通信事業法 ・NTT法	・電気通信基盤充実法 ・高度テレビジョン放送施設整備促進法 ・道路法 ・下水道法 ・共同溝整備特別措置法 ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法
	ICT社会の構築 (利用環境の整備)	・プロバイダ責任制限法 ・迷惑メール法	・特定商取引法 ・IT書面一括法 ・電子署名法 ・民法特例法 ・情報処理促進法
	不正行為の防止 (発信・利用規制)	・不正アクセス禁止法 ・携帯電話不正利用防止法	・刑法(名誉毀損、公共の安全・秩序の危険など) ・風営法 ・古物営業法 ・サイバーテロ条約 <電波法(わいせつ・暴力通信の刑事罰)>

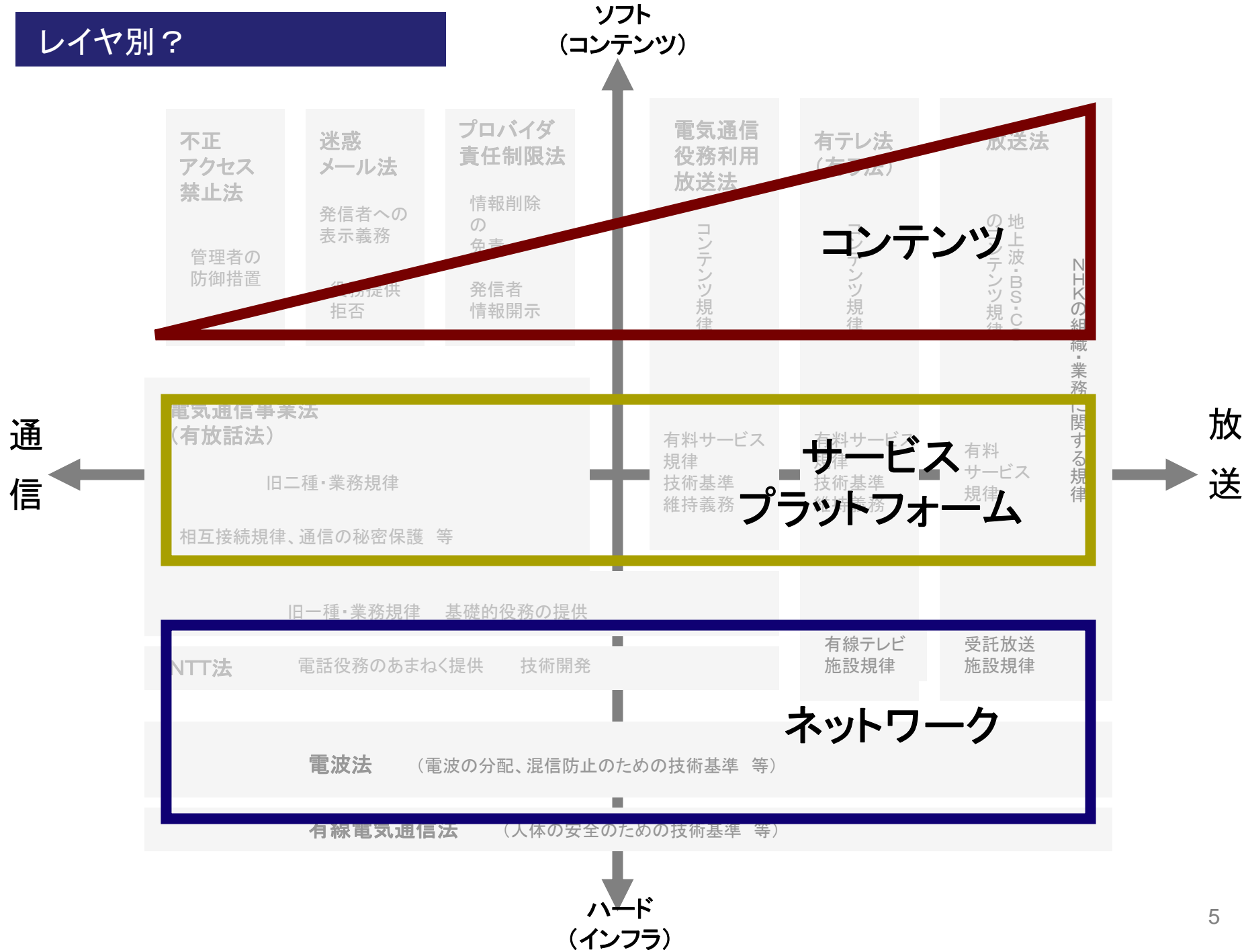
主に経済的規制	利用者利益の保護 (料金規制など)	・有線テレビジョン法 ・電気通信役務利用放送法 ・電気通信事業法	・消費者保護法制(消費者基本法、消費者契約法等)
	公正競争の促進	・電気通信事業法	・独占禁止法 ・不正競争防止法
	事業・業務の適正性確保 健全な発達	・放送法制 ・電気通信事業法、有放話法 ・NTT法	・商法(会社法) その他企業法制
	設備面での秩序維持 ICT技術高度化	・電波法 ・有線電気通信法 ・NTT法、放送法(NHK関係)	・NICT法 ・工業標準化法 ・JAXA法 ・特許法 ・基盤技術研究円滑化法

※放送法制は、「放送法」、「有線テレビジョン放送法」、「有線ラジオ放送法」、「電気通信役務利用放送法」を指す。
 ※通信法制は、「電気通信事業法」、「有線放送電話法」、「電波法」、「有線電気通信法」を指す。

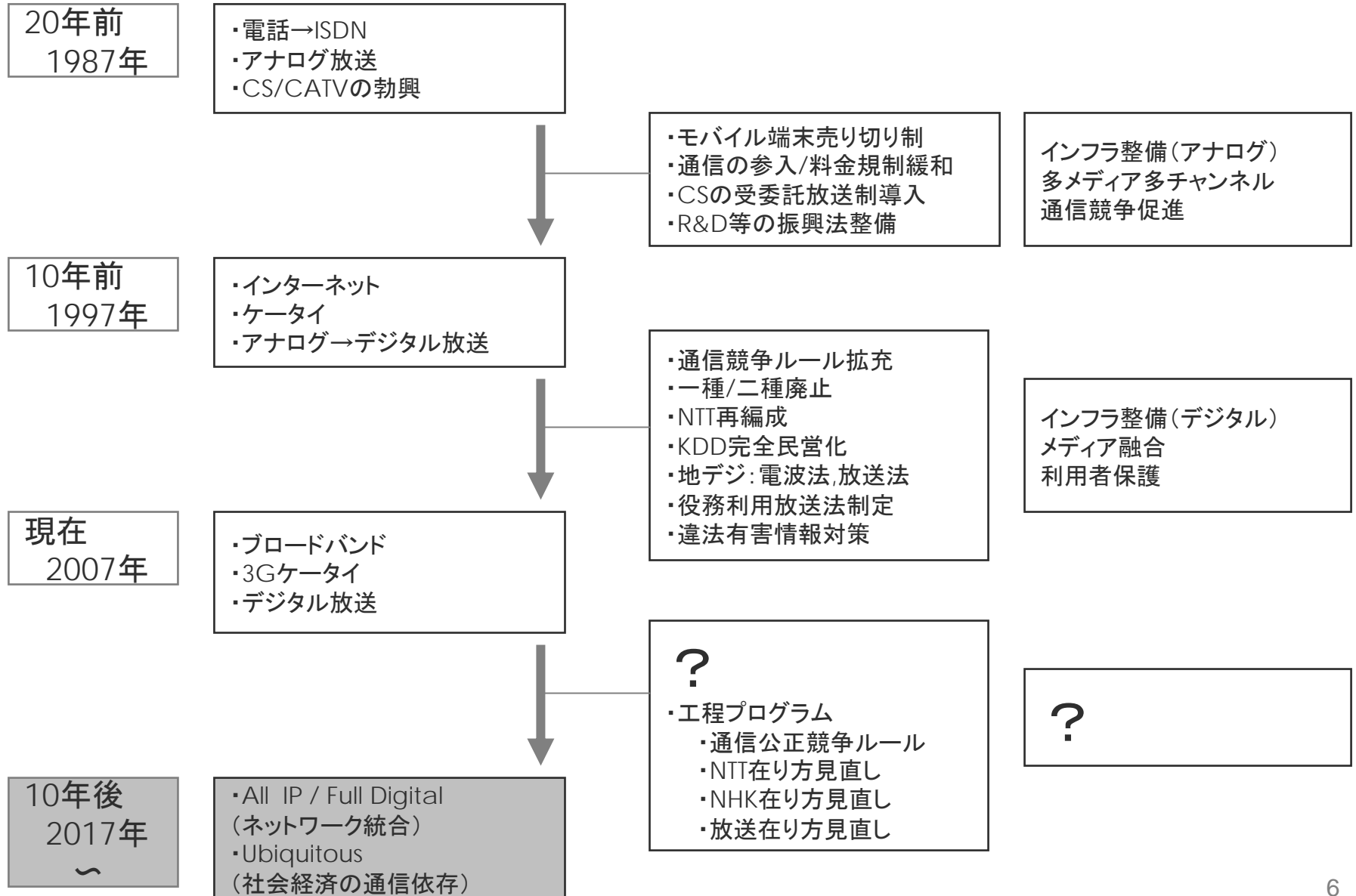
現行法体系



レイヤ別？



政策の流れ



今後の行政需要

通信・放送、有線・無線といった区分による規律→

- 情報内容、行為、設備といった行政対象の別
- 表現の自由、利用者の保護、設備の公平安全といった目的の別
- コンテンツ、サービス、ネットワークといったレイヤ別による規律の親和性

情報
内容

コンテンツ

多様化

- ・表現の自由
- ・通信の秘密
- ・社会的影響力

- ・コンテンツの多様化、マルチユース
- ・コンテンツの制作・伝送主体の多様化
- ・社会経済活動の通信(コンテンツ)への依存
- ・バーチャルコミュニティの増大

- ・通信放送二分論、メディア別規律
- 影響力、多様な利用形態に応じたスキーム
著作権との整合

行為

サービス
プラットフォーム

拡大

- ・通信の利用者利益の保護
- ・公平安全利用

- ・サービスの多様化、社会経済への浸透(商取引、医療、教育、行政、etc.)
- ・プラットフォームのビジネスの確立、拡大(認証・課金、検索etc.)

- ・事業規律(経済規制)、通信放送二分論
- 利用保護(社会規制)、通信放送融合に応じたスキーム

設備

ネットワーク

集約

- ・通信網の利用の保証
- ・電波効率的利用公平分配
- ・人体安全確保

- ・通信放送統合網の整備(映像IPネットワーク)
- ・有線無線総合サービスの普及
- ・自営ネットワークの拡大
- ・TV/PC/モバイル端末の複合

- ・通信放送二分論、有線無線別規律
- ネットワーク統合(IP化)に適したスキーム

対応すべき課題 例

・通信・放送区分、メディア別の規律の縮小・廃止

コンテンツ

多様な
コンテンツに
対応した
スキームの整備

- ・オンライン情報規律拡充
- ・デジタル著作権制度の構築
- ・通信・放送コンテンツ規律の整理

・基幹放送の概念と規制の明確化

・NHKの在り方の明確化

・役務利用放送スキームの一般化

プラットフォーム
サービス

プラットフォームを含む
サービスの
利用環境の整備

・通信・放送プラットフォーム規律の整理/明確化

・通信・放送事業参入・料金規律の整理

・接続・アクセス規律の整理

ネットワーク

安全・
公平・
柔軟・
効率的な
設備の確保

・通信・放送ユニバーサルアクセスの保証

・技術基準(有線・無線、通信・放送)の整合

・電波免許区分の簡素化・帯域免許制度

特殊法人と行政の
役割の見直し

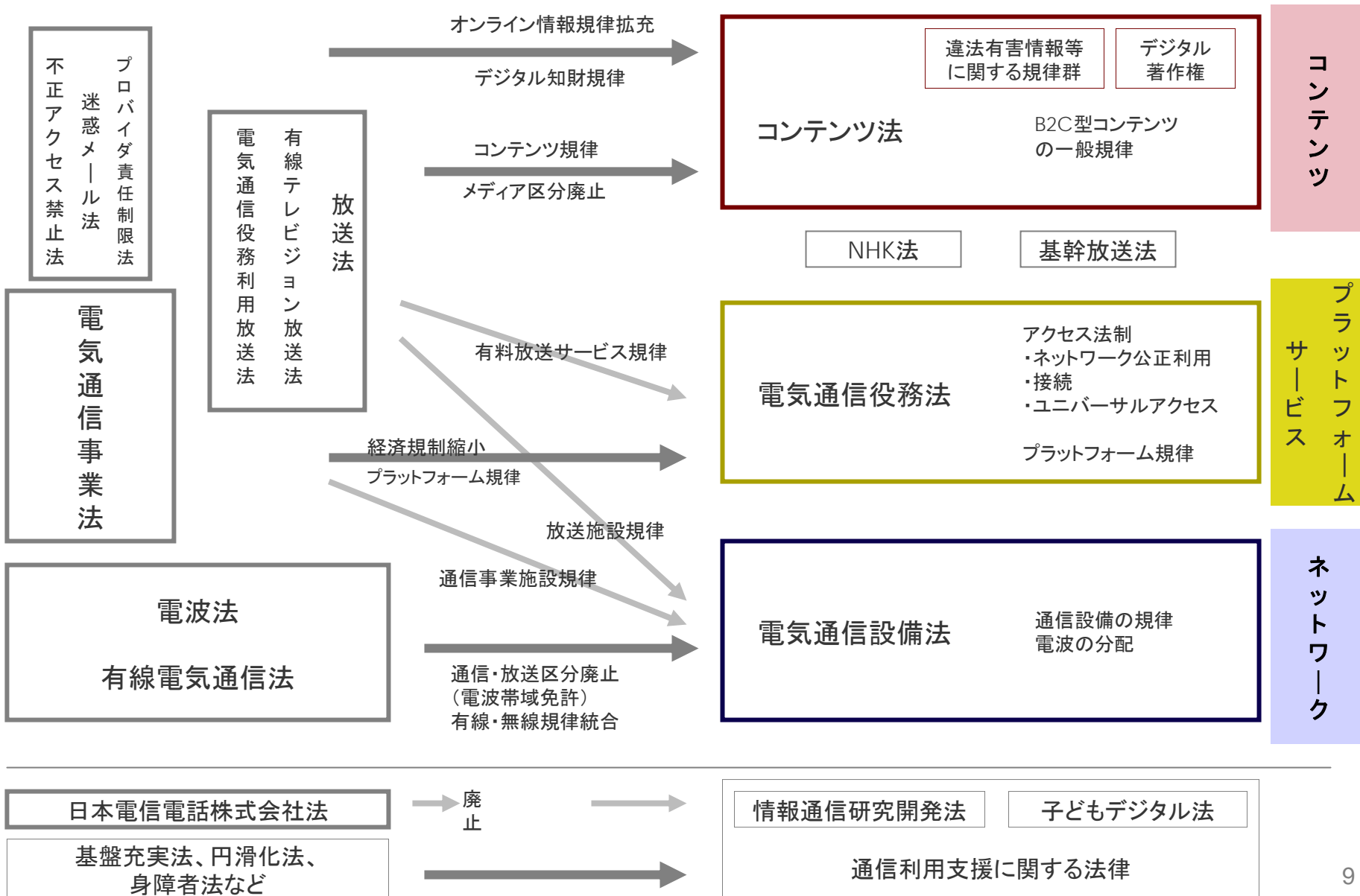
・NTT完全民営化の条件整備

・行政組織の見直し

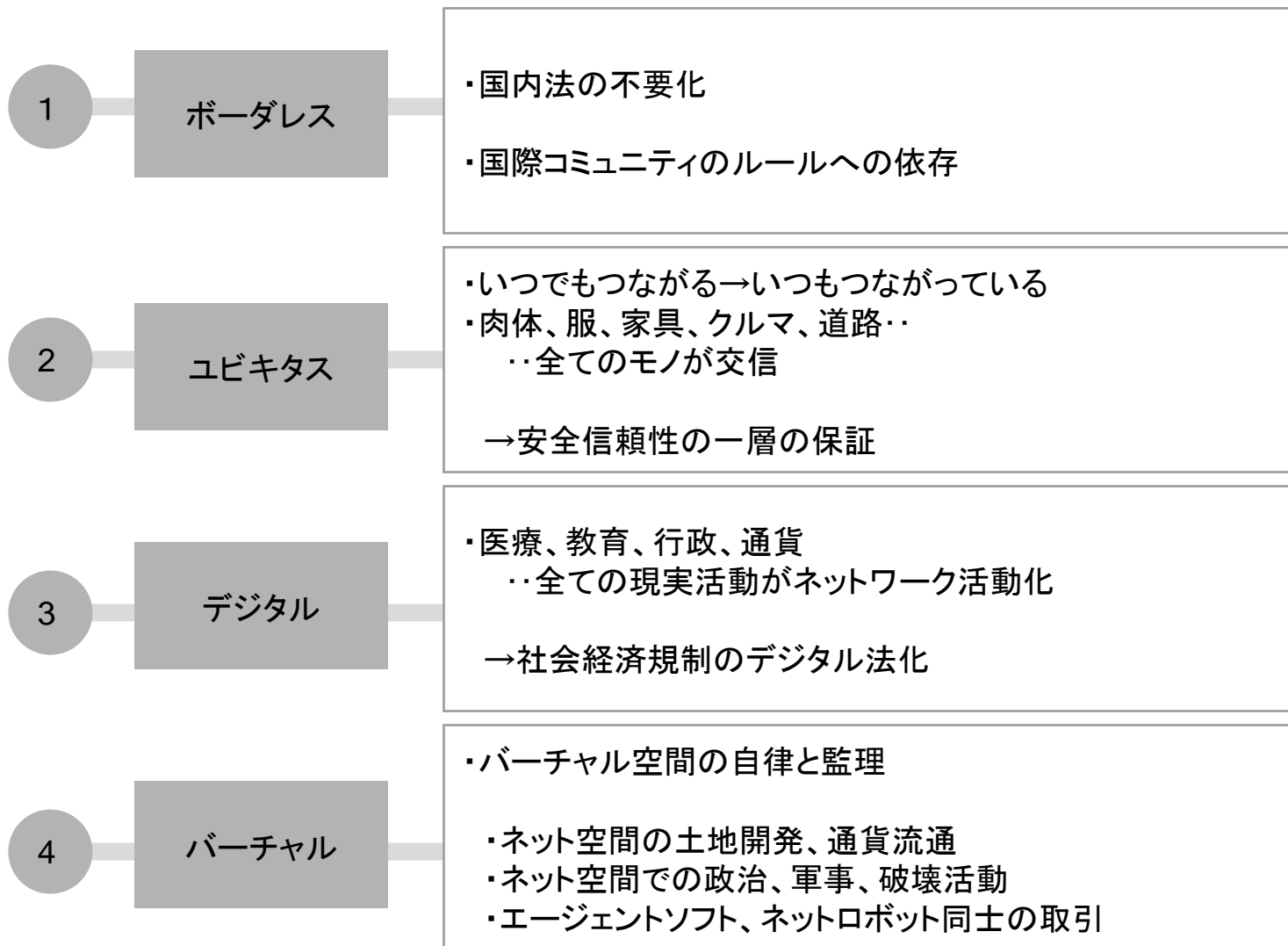
イメージ例

現在

十年後



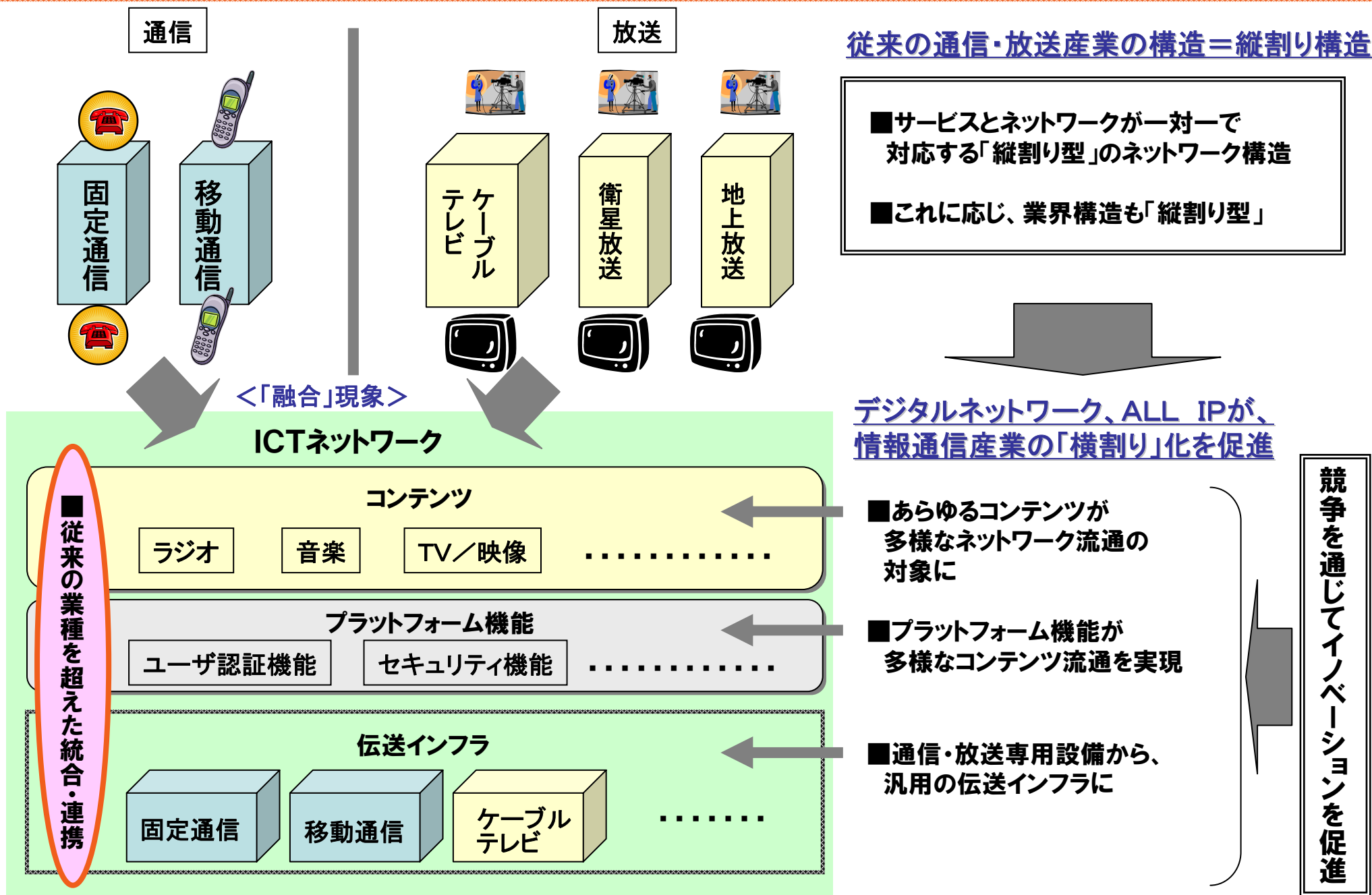
All IP後＝メディア規制の次のステージ



通信・放送の総合的な法体系 ～中間取りまとめ(案)のポイント～

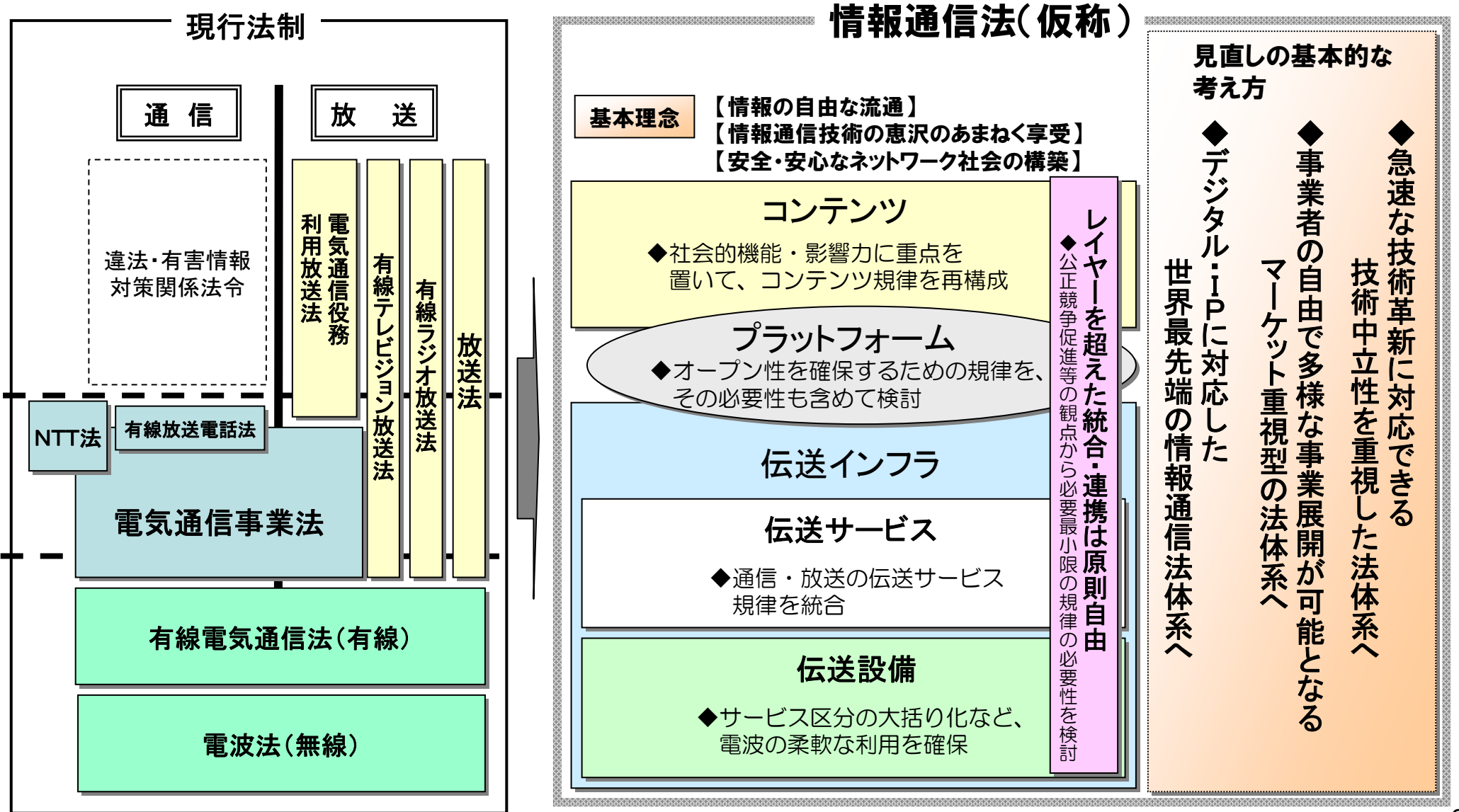
平成19年6月19日

1 デジタル・IPがもたらす情報通信産業の構造変化

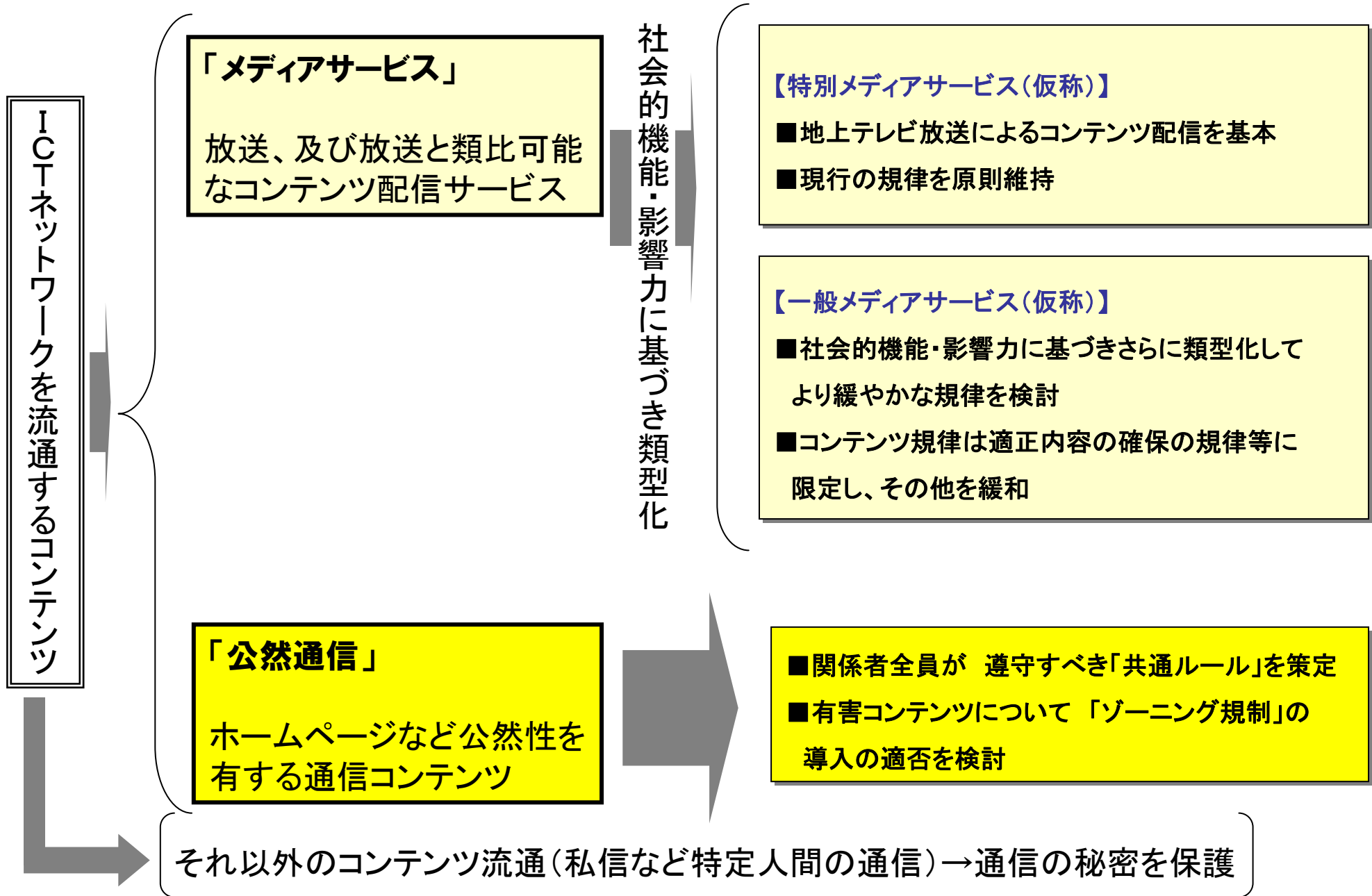


2 通信・放送法制の抜本的再編

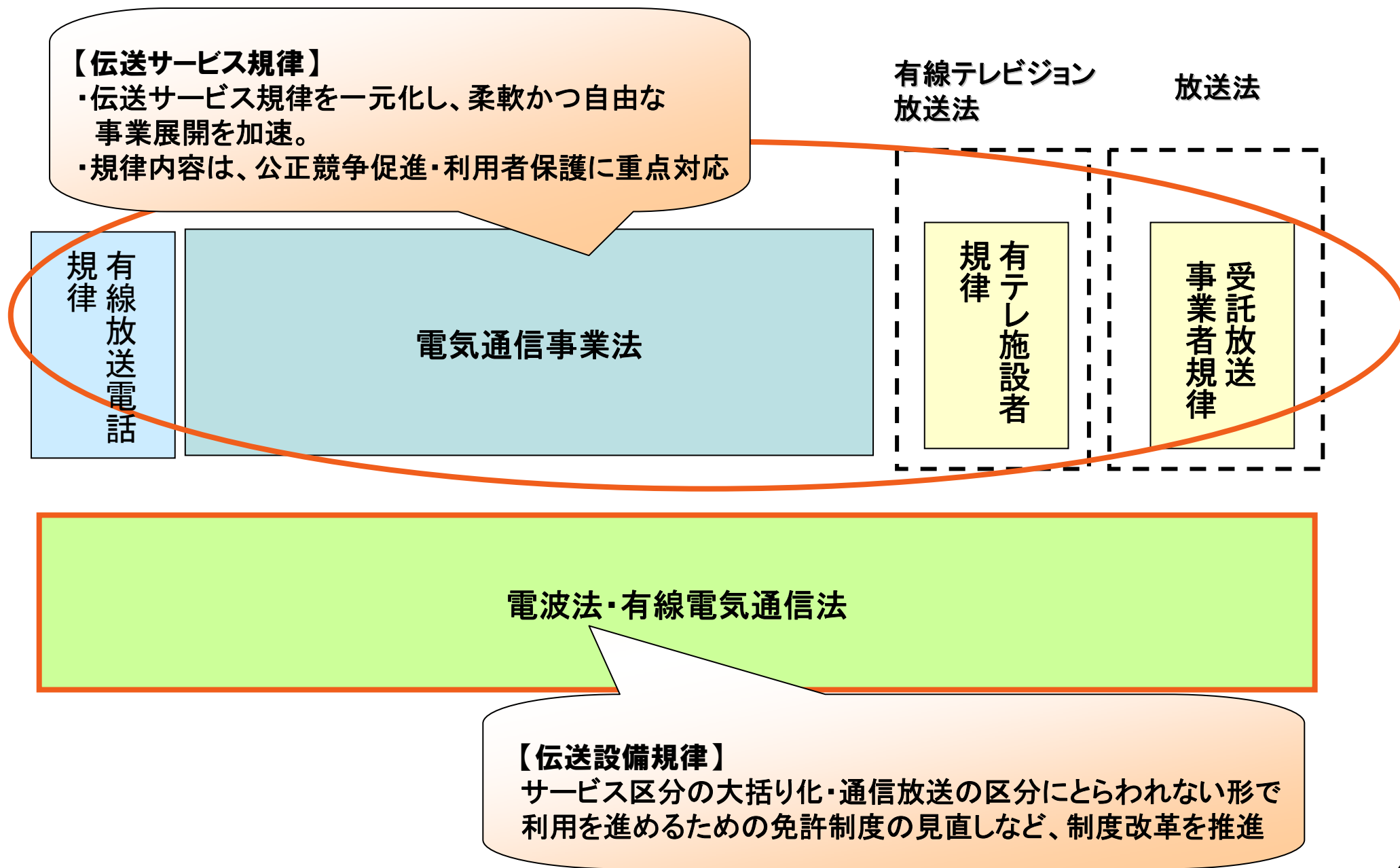
- デジタル・IPによる情報通信産業の構造変化を踏まえ、法体系を「縦割り」から「レイヤー構造」へ転換。
- 現在の通信・放送法制を「情報通信法(仮称)」として一本化。



3 コンテンツに関する法体系のあり方



4 伝送インフラに関する法体系のあり方



5 プラットフォームに関する法体系、レイヤー間規律のあり方

■ プラットフォームに関する法体系のあり方

- ・プラットフォーム機能※が新たなボトルネックとして「情報の自由な流通」を阻害するおそれがあることを踏まえ、不当差別禁止などオープン性の確保のための措置について、その必要性を含めて検討。

※プラットフォーム機能は、「物理的な電気通信設備と連携して多様な事業者間や事業者とユーザの間を仲介し、利便性の高い安全・安心なコンテンツ配信・商取引利用や公的サービス提供の実現を目的とした、サービスポータル機能や、ネットワーク及びそれと連携する端末上のソフトウェア機能」と定義

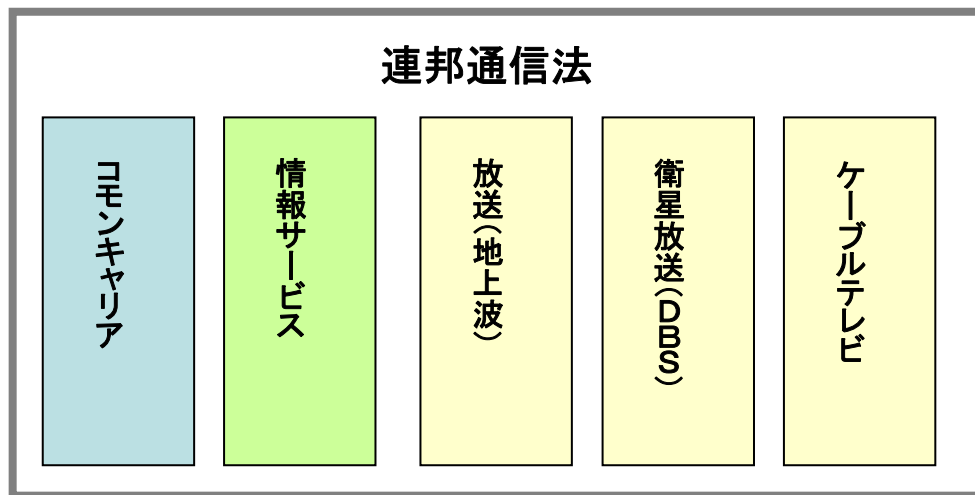
■ レイヤー間の規律のあり方

- ・事業者がレイヤーを超えた事業展開を進めることは原則自由。
- ・ただし、国民生活に不可欠な情報流通の確保や、メディアの多元性確保・公正競争促進の観点から必要な場合について、レイヤー間規律の整備の必要性について検討。

(参考) 米国・EUの動向

米国

→法律は一本だが、サービス類型ごとに規律

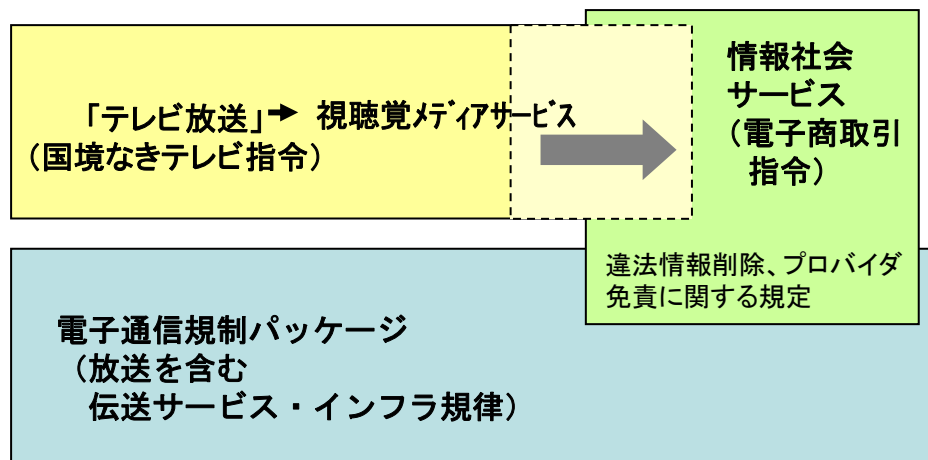


【融合・連携への対応】

- サービス類型別の規律体系自体を抜本的に見直す動きはない。
- 融合・連携については、映像配信サービスを中心に個別制度の見直しが議論。
 ~コモンキャリアの映像配信サービス進出に関して、地方自治体ごとのケーブルテレビのフランチャイズ取得を簡素化
 ~インターネット上の映像伝送について、コモンキャリアが料金の上乗せを主張、ISP等は「ネット中立性」を訴え

EU

→レイヤー型規律体系を指向



【融合・連携への対応】

- EUではレイヤー型規律体系を指向。
 ~コンテンツ規律の対象を「テレビ放送」から「視聴覚メディアサービス」に拡大し、リニアサービス・ノンリニアサービスに分類して規律を適用
 ~「電子通信規制パッケージ」について、周波数政策に関する技術・サービス中立性の確保、支配的事業者規制の見直し(検討中)

※この他、「オンラインメディア」を対象として、行動準則(code of conduct)を政府機関その他関係者が共同で策定し、有害コンテンツ流通防止に共同で取り組む枠組みの導入等を加盟国に勧奨する「視聴覚と情報サービス産業の競争に係る青少年と人間の尊厳の保護及び反論権に関する勧告」を昨年12月採択。